

退職給付債務の評価—資産上限

年金数理人 いづか ひろし
飯塚 裕

第4回となるIFRS（IAS第19号）適用に関する論点シリーズでは、資産上限について取り上げる。資産上限に関する事項は、IFRSにおける退職給付会計基準に相当するIAS第19号「従業員給付」及びその解釈指針であるIFRIC第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に定められており、今回はその内容を解説する。なお、日本の退職給付会計基準（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「会計基準」という）及びその適用指針である企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」という）（以下、会計基準及び適用指針の両方を併せて「日本基準」という）には同様の定めはない。

文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

確定給付資産の純額の制限／確定給付負債の純額の増額

IAS第19号では、「確定給付制度が積立超過である場合には、企業は、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定しなければならない」（第64項）としている。

- (a) 当該確定給付制度の積立超過
- (b) 資産上限額（第83項で定める割引率により算定）

積立超過の額が資産上限額を上回る場合は、その上回った分について確定給付資産の純額の計上が制限されるということになる。ここで資産上限額とは、第8項で「制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値をいう」と定義されている。

1. 返還として利用可能な経済的便益

返還として利用可能な経済的便益について、IFRIC第14号では「返還が企業にとって利用可能であるのは、次のいずれかの前提で、企業が返還に対する無条件の権利を有している場合のみ」（第11項）と定められている。

- (a) 制度の存続中に、返還を得るために制度負債を清算しなければならないことを前提とせずに（例えば、一部の法域では、制度負債が清算さ

れるかどうかに関係なく、企業が制度の存続期間中に返還を受ける権利を有する場合もある）

- (b) すべての加入者が制度を離れるまで制度負債が徐々に清算されることを前提として
- (c) 単一の事象（すなわち、制度の終了）で制度負債が清算されることを前提として

2. 将来の掛金の減額に利用可能な経済的便益

将来掛金の減額に利用可能な経済的便益とは、IFRIC第14号第20項で、「将来の勤務に関する掛金の最低積立要件がある場合」には次の合計額と定められている。

- (a) 企業が前払をした（すなわち、支払を強制される前に当該金額を支払った）ことにより、将来の勤務に関する将来の最低積立要件掛金が減少する金額
- (b) 第16項及び第17項に従った各期間の見積将来勤務費用から、(a)に記載した前払がなかったとした場合に当該期間において将来の勤務に関して要求される見積最低積立要件掛金を控除した金額

ここでいう最低積立要件とは、「退職後又はその他の長期性の確定給付制度に対して積立てを行う定め」（IFRIC第14号第5項）と定義されている。

また、IFRIC第14号第18項では、最低積立要件を、

- (a) 過去の勤務に対する最低積立基準による既存の不足額を補うために必要とされる掛金
- (b) 将来の勤務を補うために必要とされる掛金に分解することを求めており、過去の積立不足に充当する掛金と将来の勤務に応じて発生する給付に充当する掛金とに区分して最低積立要件を考える必要がある。

3. 最低積立要件が負債を生じさせる可能性がある場合

「企業が最低積立要件に基づいて、すでに受けた勤務に関して最低積立基準による既存の不足額を補うために掛金を支払う義務を有している場合」（IFRIC第14号第23項）には、「支払うべき掛金が制度への支払後に利用可能とならない範囲で、企業

は義務が発生した時に負債を認識しなければならない] (同第24項) とされている。そのため積立超過 (制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回っている) の場合だけではなく、積立不足の場合であっても資産上限額の影響を考慮する必要があり、過去の勤務による最低積立要件によって確定給付負債の純額の増額を行わなければならない可能性もあることに留意が必要である。

なお、資産上限額の影響の変動は、確定給付負債 (資産) の純額に係る利息純額に含まれる金額を除き、確定給付負債 (資産) の純額の再測定としてその他の包括利益に計上される (IAS第19号第8項、第120項 (c)、第127項)。

次項でこれらが日本の制度上どのように解釈され、適用されるかを考察する。

日本の制度 (確定給付企業年金) への適用時の検討ポイント

1. 返還として利用可能な経済的便益

確定給付企業年金制度で保有する資産については、法令上、企業への返還は通常認められない。したがって返還として利用可能な経済的便益はないと考えられる。

2. 将来の掛金の減額に利用可能な経済的便益

将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益については、最低積立要件の有無によって取扱いが異なる。前述のとおり最低積立要件は「退職後又はその他の長期性の確定給付制度に対して積立てを行う定め」であることから、ここでは、確定給付企業年金制度の規約に定める掛金の拠出が最低積立要件に該当するものとして論を進める。

将来の勤務に係る最低積立要件	確定給付企業年金制度の規約に定める標準掛金による拠出
過去の勤務に係る最低積立要件	確定給付企業年金制度の規約に定める特別掛金、特例掛金による拠出

標準掛金は将来期間に係る給付に要する掛金であり、特別掛金と特例掛金は標準掛金だけでは将来の年金制度上の財政均衡が保てないと判断されたときに追加して拠出する掛金である。

将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益は、前述のIFRIC第14号第20項に定められている通りであるが、確定給付企業年金制度においては標準掛金を前払する仕組みは存在しないため、第20項のうち (b) の分のみで計算される。確定給付企業年金制度の用語に読み替えると、第20項の (b) は「将来の勤務費用の現在価値から、当該期間における標準掛金収入現価を控除した金額」となる。ただし、現在価値算出のために使用する割引率を含む計算基礎は年金財政で使用するものではなく、会計上の確定給付制度債務の現在価値を算出する際に使用するものであることに留意する (第21項)。

3. 最低積立要件が負債を生じさせる可能性がある場合

過去の勤務に係る最低積立要件は追加的な負債を生じさせる可能性があり、確定給付企業年金制度において特別掛金を拠出している場合にはこの検討も必要となる。検討に当たり、まずは特別掛金収入現価 (会計上の計算基礎により測定) と制度資産の公正価値の合計額が確定給付制度債務の現在価値を上回るか判定する。上回る場合は、「支払うべき掛金が制度への支払後に利用可能とならない範囲」 (IFRIC第14号第24項) を測定し、その金額がゼロより大きければ、その額について確定給付資産の純額を減額 (又は確定給付負債の純額を増額) する。上記の「利用可能とならない範囲」とは、制度資産の公正価値と特別掛金収入現価の合計額が確定給付制度債務の現在価値を上回る額から、返還や将来の掛金の減額として利用可能な経済的便益を控除した額である。

資産上限額の影響の検討手順及び数値例

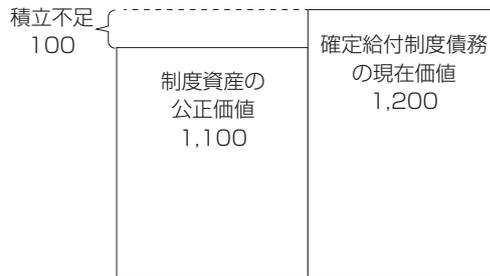
次の設例を使用し、資産上限額の影響の検討手順を解説する。

(設例)

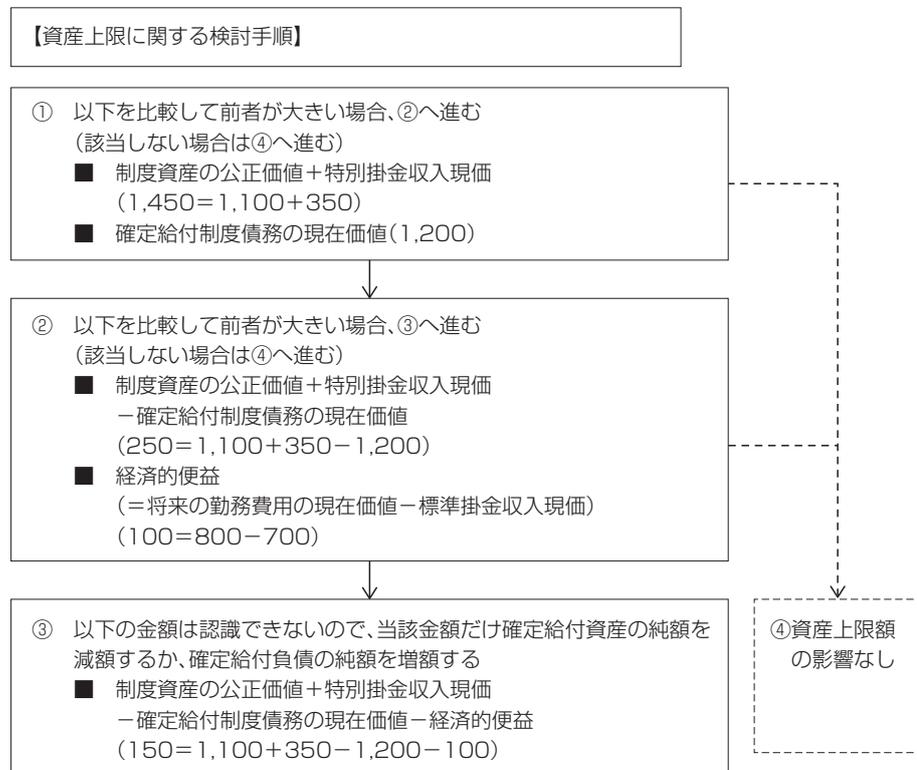
ある年度末において、A社の確定給付企業年金制度について以下の数値が得られた。特別掛金の拠出を行っており、過去の勤務に係る最低積立要件が存在している。

- 確定給付制度債務の現在価値：1,200
- 制度資産の公正価値：1,100
- 将来の勤務費用の現在価値：800
- 標準掛金収入現価：700
- 特別掛金収入現価：350

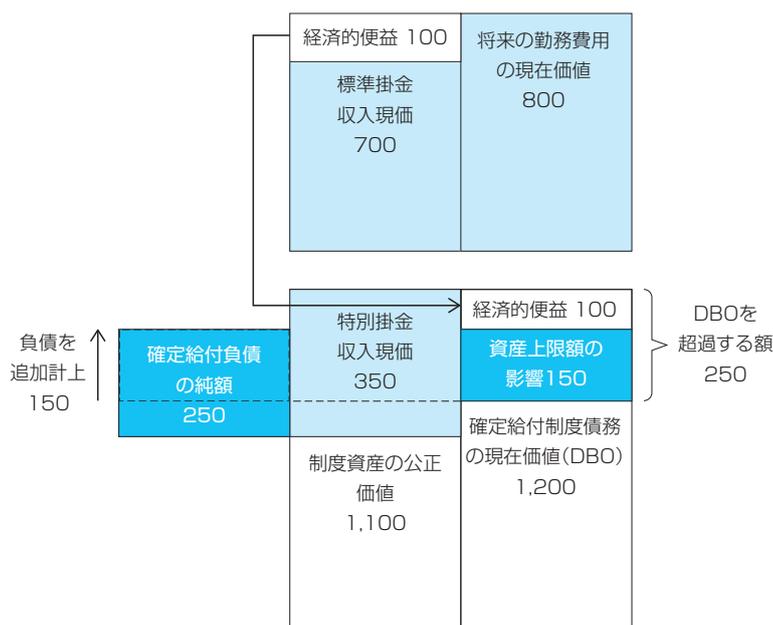
積立状態を図示すると以下のとおりとなる。



日本基準（連結財務諸表）であれば、確定給付制度債務の現在価値（1,200）と制度資産の公正価値（1,100）の差額（100）を負債として認識することになるが、IAS第19号では、過去の勤務に係る最低積立要件が存在する場合に該当し、追加での負債計上の要否を検討する。



上記の手順に従い、追加での負債計上額を計算した結果、最終的に確定給付負債の純額を150追加計上することとなる。これは、制度資産の公正価値+特別掛金収入現価が確定給付制度債務の現在価値を上回った250のうち、利用可能な経済的便益100を控除した額として計算されるものである。



実務上の留意点について

資産上限額の影響を計算するためには前述の設例のとおり以下の数値が必要である。これらについて、日本基準の退職給付債務の計算結果報告書には通常含まれないものであるため、計算受託機関等に追加で数値計算の依頼が必要となると思われる。

- 将来の勤務費用の現在価値
- 標準掛金収入現価
- 特別掛金収入現価

近年の良好な資産運用環境を反映して、年金資産の運用利回りが運用目標（予定利率）を超過するケースが増えており、その結果、年金財政上の剰余金が相当程度大きくなっている制度が少なくない。このような場合には、資産上限額の影響を受ける可能性が高い。また、確定給付制度債務の現在価値が制度資産の公正価値を上回っていても特別掛金の拠出を行っているようなケースでは、確定給付負債の純

額を増額しなければならない可能性があることは前述のとおりであり、積立不足の場合でも資産上限額の影響の検討が必要であることについて留意しなければならない。

退職給付信託の取扱いについて

確定給付企業年金制度で保有する資産については企業への返還は通常認められず、返還として利用可能な経済的便益はないと考えられることは前述のとおりである。一方で、退職給付信託については積立超過の範囲内であれば企業への返還が通常は認められていると考えられ、これはIFRIC第14号第11項(a)に該当するので、積立超過に関しては返還として利用可能な経済的便益に含まれることとなる。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載